

議案第144号

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る出資等に係る不要財産
の納付の認可について

令和4年7月20日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る出資等に係る不要財産の本市及び大阪府への納付については、申請のとおり認可する。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る出資等に係る不要財産の本市及び大阪府への納付について認可をするため、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

健安管理第423号

令和4年7月20日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪市長 松井 一郎 様

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所

理事長 朝野 和典

出資等に係る不要財産の納付について

地方独立行政法人法第42条の2第1項及び地方独立行政法人法施行令第8条第1項の規定に基づき、出資等に係る不要財産の出資等団体への納付についての認可を申請します。なお、別表1に係る不要財産は大阪府へ、別表2に係る不要財産は大阪市へそれぞれ納付します。

- 1 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容
別表1及び2のそれぞれ①欄のとおり
- 2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由
森ノ宮センター及び天王寺センターの新築移転に伴い不要となるため
- 3 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額
別表1及び2のそれぞれ②欄のとおり
- 4 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容
別表1及び2のそれぞれ③欄のとおり
- 5 現物による出資等団体への納付の予定時期
令和5年4月予定

6 その他必要な事項

なし

別表 1

①		②			③		
資産の種別等	地番又は所在	地積又は 延べ面積 (㎡)	取得の日 における 帳簿価額 (円)	申請の日 における 帳簿価額 (円)	取得に係る 出資又は 支出の額 (円)	その他 その内容	
建物	本館	大阪市東成 区中道一丁 目 3 番69号	6,867.52	18,300,000	1	18,300,000	現物出資
	別館		4,272.18	77,600,000	26,675,001	77,600,000	現物出資
	ボイラー機 械室		260.97	4,260,000	1,464,375	4,260,000	現物出資
	動物舎		405.05	2,110,000	1	2,110,000	現物出資
	ボイラー監 視室		9.69	17,000	1	17,000	現物出資
	特定屋内貯 蔵所		8.99	843,000	665,970	843,000	現物出資
	高圧ガス容 器置場		8.25	1,260,000	1,094,625	1,260,000	現物出資
計			104,390,000	29,899,974	104,390,000		

別表 2

①		②			③		
資産の種別等	地番又は所在	地積又は 延べ面積 (㎡)	取得の日 における 帳簿価額 (円)	申請の日 における 帳簿価額 (円)	取得に係る 出資又は 支出の額 (円)	その他 その内容	
建物	本館	大阪市天王 寺区東上町 8番34号	8,589.22	215,500,000	1	215,500,000	現物出資
	共用理化学 棟		802.19	1,500,000	1	1,500,000	現物出資
	プラント実験 棟		147.73	300,000	1	300,000	現物出資
	車庫		75.80	100,000	1	100,000	現物出資
計			217,400,000	4	217,400,000		

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

（出資等に係る不要財産の納付等）

第42条の2 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第4項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2-4 省 略

5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 省 略